



平成26年1月17日
会 計 管 理 局

株式会社みずほ銀行に対する申し入れについて

会計管理局では、本日、会計管理局長名で株式会社みずほ銀行取締役頭取あて、別添のとおり文書で申し入れを行いましたので、お知らせします。

なお、株式会社みずほ銀行の報告につきましては、コンプライアンスに精通した専門家や公金管理委員会の意見を参考に、内容を確認してまいります。

問い合わせ先
会計管理局管理部公金管理課
企画調査係 直通 03-5320-5913

この度、貴行は、経営陣が問題の重要性を認識することなく、反社会的勢力との取引解消の抜本的な改善対応を検討してこなかったこと等から、内部管理態勢及び経営管理態勢の強化等について、再度、金融庁から、行政処分を受けました。このことは、都の指定金融機関として都民の信頼を大きく損なうもので、極めて遺憾であります。

については、貴行に対し、次のことを申し入れます。

記

- 1 指定金融機関としての公共的な立場や責任を十分に自覚し、一刻も早く内部管理態勢及び経営管理態勢を強化し、都民の信頼回復に努められたい。
特に、反社会的勢力との取引排除については、強い社会的要請であることを改めて認識し、金融機関の範となるよう取組を進められたい。
- 2 本件に関して貴行が策定した業務改善計画の進捗状況について、定期的に報告されたい。

以上

平成26年1月17日

株式会社みずほ銀行
取締役頭取 佐藤 康博 殿

東京都会計管理局長 松田 芳和